表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「ぶりα溶血性レンサ球菌症（酵素処理）不活化ワクチン」	395,400	23,800	8	2
「ぶりα溶血性レンサ球菌症（酵素処理）不活化ワクチン」	395,400	23,800	8	2
「ぶりα溶血性レンサ球菌症2価不活化ワクチン」	702,100	23,800	9	2

を　に　改める。

○東北地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新庄市大字鳥越字岩木一一〇九番一〇から同市大字鳥越字栗田六〇六番一三まで	前	一八・二一～二八・一四メートル　〇〇・一六八キロメートル
	後	一八・二一～四七・一五メートル　〇〇・一六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	新庄市大字鳥越字岩木一一〇九番一〇から同市大字鳥越字栗田六〇六番一三まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十日

○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
西宮市室川町九五番一から同市室川町一二番二まで	前	二二・〇一～二二・〇五メートル　〇〇・〇九〇キロメートル
	後	二二・〇一～二二・〇五メートル　〇〇・〇九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	西宮市室川町九三番一地内	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十日

○近畿地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都府船井郡京丹波町才原宮ノ前六四番一五から同町才原山崎五四番まで	前	一四・一三～五二・三六メートル　〇〇・一八二キロメートル
	後	一八・四八～三七・五〇メートル　〇〇・一八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	京都府船井郡京丹波町才原宮ノ前六四番一五から同町才原山崎五四番まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十日

○近畿地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福知山市三和町芦渕小字イセキ一一四二番二から同市字生野小字冷田二二八番一まで	前	九・五四～二二・四三メートル　〇〇・一六五キロメートル
	後	一四・六二～二二・四三メートル　〇〇・一六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所